

A5 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は無効とする「解雇権の濫用」の問題があります。少しばかり能力が劣っている、協調性がないという程度では解雇事由には該当しません。何度注意しても、ミスが頻発する、チームワークを乱すようであれば、その都度、叱責し始末書をとることなどから行いましょう。いきなり解雇ではなく、まずは退職勧奨を行うべきです。